

# ひとり親世帯臨時特別給付金 「基本給付」再支給のご案内

ひとり親世帯の支援のため、**基本給付の再支給**を実施します！

## 1. 支給対象者

■ 令和2年12月11日時点で、以下の①～③のいずれかに該当する方として、**既にひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）の支給を受けている方**

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当受給者
- ② **公的年金等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方**  
（「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。）
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、**収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方**

※ まだ基本給付の申請を行っていない方も、期限までに申請を行うことで、1回目の給付分と併せて再支給分の給付が受けられます。

## 2. 支給額

1世帯当たり **5万円**、第2子以降1人につき **3万円**

■ 支給手続きについては裏面に掲載しています。

### 3. 給付金の支給手続き

#### 令和2年12月11日時点で、既に1回目の基本給付の支給を受けている方

- ▶再支給分の基本給付は**申請不要**です。
- ▶対象者の方には別途案内をお送りしています。
- ▶既に児童扶養手当の資格を喪失している方や小浜市を転出している方も対象となります。

#### 【ご注意ください】

前回の基本給付の支給を受けるに当たって指定していた口座を解約している場合は、至急子ども未来課までご連絡ください。

#### 令和2年12月11日以降に基本給付の申請を行う方

- ▶以下の①または②のいずれかに該当する方は、お早めに基本給付の申請を行ってください！
- ▶再支給分の基本給付と併せて申請可能です！

- ① **公的年金等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方**
- ② **新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（※）**

※令和2年7月分以降の児童扶養手当受給者も含みます。

**申請期限：令和3年2月26日（金）まで**

#### お問い合わせ先

小浜市役所 民生部 子ども未来課  
〒917-8585 小浜市大手町6番3号 電話：0770（64）6013



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の

**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに小浜市から確認などの問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込を求めることは絶対にありません。もし、不審な電話や郵便があった場合は、小浜市の窓口や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。